

令和8年度デジタル人材育成研修業務委託企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度デジタル人材育成研修業務委託」（以下「本業務」という。）に係る業務委託候補者を選定する企画提案競技に関して必要な事項を定めるものである。

1 業務内容

- (1) 業務名 令和8年度デジタル人材育成研修業務委託
- (2) 業務の仕様等 令和8年度デジタル人材育成研修業務委託仕様書
(以下「仕様書」という。) のとおり
- (3) 委託予定期間 契約締結の日から令和8年12月31日まで
- (4) 委託額の上限 2,554,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 問合せ及び各種書類提出先

〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号（県庁第二庁舎5階）
秋田県政策企画部デジタル政策推進課 デジタルガバメント推進チーム
電話：018-860-4206 メールアドレス：joho@pref.akita.lg.jp

3 実施スケジュール

- (1) 企画提案競技の参加者の公募開始 令和8年4月14日（火）
- (2) 実施要領等に関する質問の受付 令和8年4月21日（火）午後5時まで
- (3) 上記質問に対する回答の公開 令和8年4月24日（金）まで
- (4) 参加資格確認申請書の受付 令和8年5月1日（金）午後5時まで
- (5) 参加資格確認結果の通知 令和8年5月8日（金）まで
- (6) 参加資格が認められない理由の請求 令和8年5月12日（火）午後5時まで
- (7) 参加資格が認められない理由の請求に対する回答 令和8年5月13日（水）まで
- (8) 企画提案書の受付 令和8年5月18日（月）午後5時まで
- (9) プレゼンテーション・審査 令和8年5月25日（月）午前（予定）
- (10) 企画提案競技審査結果の通知 令和8年5月下旬
- (11) 契約締結 令和8年5月下旬

4 必要書類の様式

参加に必要な書類に係る様式は、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペ」及び「政策企画部デジタル政策推進課」内の公募案内サイトに掲載する。

5 参加資格に関する事項

本業務に係る企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始申立てがなされている者（手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 企画提案競技参加資格確認申請書の提出日において、県からの受注業務に関して指名停止の措置を受けていないこと。

6 共同企業体の取扱い

共同企業体で参加申請する場合は、次のとおりとすること。

- (1) 共同企業体は、全ての構成員が「5 参加資格に関する事項」に記載する事項を満たす者であること。
- (2) 共同企業体を組んで企画提案競技に参加しようとする者は、重複して、単独で、又は他の共同企業体の構成員として、企画提案競技に参加することはできないものとする。
- (3) 共同企業体の構成員数は、原則として2又は3とすること。
- (4) 各構成員は対等の立場で一体となって業務を履行すること。
- (5) 共同企業体の名称（任意）、事務所所在地、代表者及び県が委託料を支払う際の振込口座を定

めること。

- (6) 「7 参加資格の確認手続」においては、共同企業体を代表して代表者が提出すること。
- (7) 「7 参加資格の確認手続」の提出書類のほか、次の書類を提出すること。
 - ・【様式1】共同企業体結成届
 - ・【様式2】共同企業体協定書

7 参加資格の確認手続

企画提案競技への参加希望者は、この公募案内サイトの「令和8年度デジタル人材育成研修業務：企画提案競技参加資格確認申請」フォームから資格確認申請をすること。

〔直接リンクURL〕

<https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure-alias/digital-talent-development-training-1>

- (1) 提出期限 令和8年5月1日（金）午後5時まで
- (2) 確認結果 令和8年5月8日（金）までに電子メールで通知する。
- (3) 留意事項
 - ① 提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を取り消す。
 - ② 提出期限を過ぎた場合は、書類を受理しない。
- (4) 参加資格の確認後に、参加資格の要件を満たさなくなった場合は、参加資格を喪失する。また、参加資格の確認後に参加を辞退する場合は、速やかに2の問合せ先に連絡すること。
- (5) 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、書面（様式任意）によりその理由の説明を求められますので、電子データにより提出すること。
 - ① 提出期限 令和8年5月12日（火）午後5時まで
 - ② 説明方法
説明を求めた者に対し、令和8年5月13日（水）まで電子メールによりその理由を回答する。

8 企画提案書類の提出

企画提案競技への参加（希望）者は、次の書類をこの公募案内サイトの「令和8年度デジタル人材育成研修業務：企画提案書提出」フォームから提出すること。

〔直接リンクURL〕

<https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure-alias/digital-talent-development-training-2>

(1) 提出書類

- ① 企画提案書
「令和8年度デジタル人材育成研修業務委託企画提案競技実施要領」及び「提案書記載依頼事項」に記載の項目を網羅した提案書とすること。
- ② 類似業務の受託実績
過去の類似業務を受託した契約書の写し
「1（4）委託額の上限」と同程度の規模の2契約を提出の対象とする。
- ③ 見積書（別紙を含む）
企画提案書の事業を実施するための費用について、積算根拠を明らかにした見積書を添付すること。
なお、見積額が「1（4）委託額の上限」を上回った場合は審査の対象外とする。
- ④ 「女性の活躍推進」に関する取組を評価する資料 1部
「令和8年度デジタル人材育成研修業務委託企画提案競技審査要領」の「別紙評価表」のうち、「審査項目（女性の活躍推進）」に該当する場合は、以下の書類（スキャンデータ）を提出すること。
 - a 労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画の策定・届出の写し
 - b 知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定通知書の写し
 - c 法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）に関する認定通知書の写し
 - d 秋田県知事表彰の受賞に関する表彰状の写し（写真可） ※1

※1「秋田県知事表彰」は、「女性活躍・両立支援企業表彰」、「女性の活躍推進企業表彰」、「子ども・子育て支援知事表彰」、「男女共同参画社会づくり表彰」とする。

- ⑤ 「賃金水準の向上」に関する取組を評価する資料1部
「令和8年度デジタル人材育成研修業務委託企画提案競技審査要領」の「別紙評価表」のうち、「審査項目（賃金水準の向上）」に該当する場合は、以下の書類（スキャンデータ）を提出すること。
- a 直近年及びその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」
 - b 事業者が給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率について事前に割合を計算した資料（任意様式）
 - c パートナーシップ構築宣言の登録証や公表画面の写し

(2) 提出期限 令和8年5月18日（月）午後5時まで

(3) 留意事項

- ① 提出期限を過ぎた場合は、書類を受理しない。
また、提出期限までに提出しない参加資格者は辞退したものとみなす。
- ② 提出できる企画提案書は、1参加者1案とする。
- ③ 一度提出した書類は、これを書き換え又は撤回することはできない。

9 実施要領等に関する質問

実施要領等に関する質問は、この公募案内サイトの「令和8年度デジタル人材育成研修業務：実施要領等に関する質問」フォームから提出すること。

〔直接リンクURL〕

<https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure-alias/digital-talent-development-training-3>

(1) 受付期間 令和8年4月21日（火）午後5時まで

(2) 回答方法

電子メールにより随時回答するほか、質問及び回答の内容を秋田県公式サイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペ」及び「政策企画部デジタル政策推進課」内の公募案内サイトに掲載する。

10 企画提案競技の審査と委託候補者の選定方法

(1) 企画提案競技の審査

企画提案審査会（以下「審査会」という。）に先立ち、企画提案競技参加者（以下「参加者」という。）によるプレゼンテーションと審査員による質疑応答を行う。その後、審査会で審査を行い、最も優れた企画を提案した者を委託候補者として選定する。

なお、プレゼンテーションの開催についての詳細は、参加資格が認められた参加者へ電子メールにて通知する。プレゼンテーションは、原則県が指定するウェブ会議システムで行うものとする。

(2) 結果の通知

審査結果は、参加者に書面で通知する。

11 契約に関する事項

(1) 契約の相手方

上記10により選定された委託候補者と予定価格の範囲内で単独随意契約を締結する。

(2) 企画提案内容と業務

企画提案書等に記載された事項は、本業務契約時の仕様書の一部として取り扱う。

契約の締結に当たっては、審査会における意見を踏まえ、委託候補者と提案内容に沿った協議及び調整を行い、企画提案内容の一部を変更し、業務内容の追加や修正をする場合がある。その場合は、委託額の上限以内で委託契約額を協議により別途決定する。

(3) 企画提案競技及び契約の不成立等

上記10により選定された委託候補者が、正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わないときはその選定を取り消し、次に優れた企画を提案した者を委託候補者として選定する。

(4) 契約保証金

- ① 本業務の受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号、以下「規則」という。）

第177条第1項に基づき、契約額の100分の10以上の額を契約保証金として納付する必要がある。

② 受託者が納付した契約保証金は、規則第179条の規定により還付する。

(5) 契約保証金の納付を免除される者

次の①又は②の書類を契約締結までに提出し、審査の結果、免除と認められた者については、契約保証金の納付を免除する。

① 県を被保険者とする履行保証保険契約証書

② 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したことを確認できる書類の写し（契約書や支払通知書の写し等）

12 公正な企画提案競技の確保

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を禁止する。

(2) 企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成すること。

(3) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取り止める場合がある。

13 その他

(1) 参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。なお、提出された書類は返却しない。

(2) 企画提案及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提案内容に含まれる著作権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

(4) 参加者が本件企画提案に要する費用は、参加者が負う。

(5) 本件企画提案に参加するに当たって得られた情報について、参加者は守秘義務を負う。